

表 4-2 要監視項目および指針値（地下水）

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—（注1）
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—（注2）
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

（注1）胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。